

柏市環境基本計画骨子案 について

平成27年12月24日
柏市環境審議会

目次

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本的事項

第2章 柏市の目指すところ

第1節 背景 第2節 目指すところ

第3章 取組の展開

第1節 各分野ごとの施策の方向性

第2節 情報発信と協働

第3節 重点プロジェクト

第4章 計画の推進

第1節 進捗管理

第2節 推進組織

第1章 / 第1節 /

1 計画策定の背景と目的

- ① 柏市の環境基本計画策定までの背景について
- ② 柏市環境基本計画の目的について
⇒ 柏市環境基本条例第9条

第1章 / 第1節 / 2 改定方針

- ① 「柏市総合計画」の下位計画(部門別計画)として, 市が行う環境に関する施策の基本的な考え方や方向性について定める。
- ② 柏市の環境分野におけるマスタープランとして位置づける。

第1章 / 第1節 / 3 目的と対象

(1) 目的

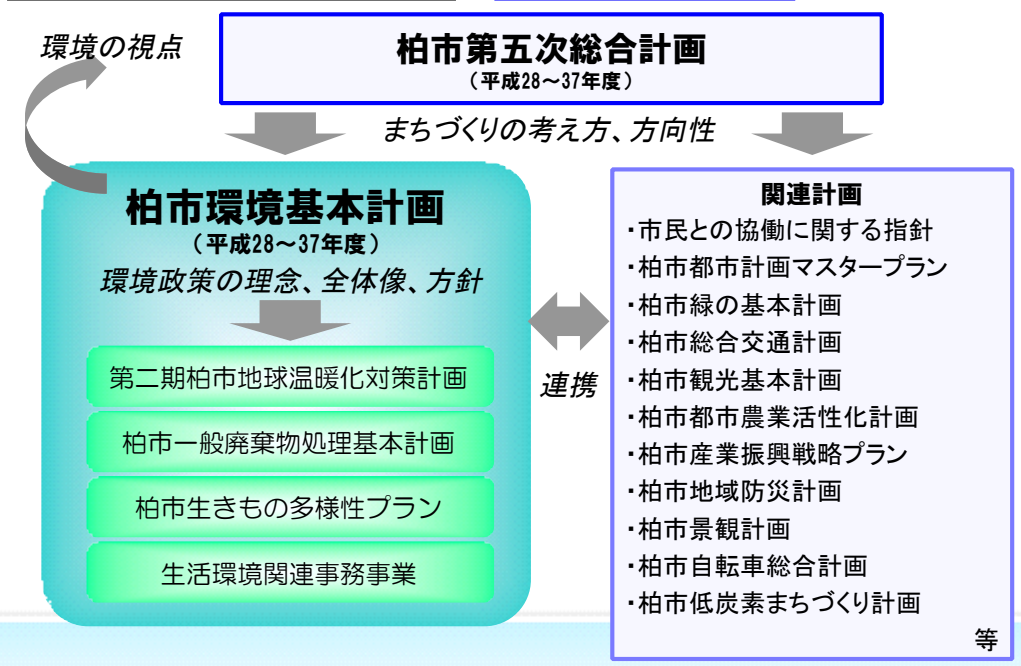
「柏市環境基本条例第9条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

(2) 対象

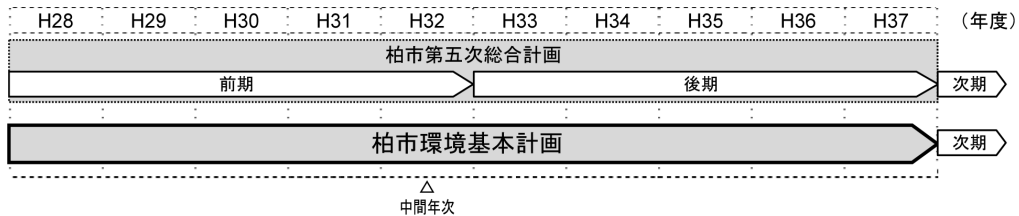
自然環境，生活環境，快適環境，地球環境

5

第1章 / 第1節 / 4 位置付け



第1章 / 第1節 / 5 計画期間



- 平成28年度から平成37年度(10年間)
⇒第五次総合計画計画期間と整合
- 中間年次(平成32年度)に進捗を総括
- 必要に応じて中間年次に部分改訂

7

第4章 / 第1節 / 5 推進主体

- 推進主体は、**市民, 事業者, 市**
- 市民と事業者には, 以下の者を含む
NPO, NGO, 地域団体, 事業者団体
本市を訪れる人(通勤・通学・観光など)
- 関係自治体等とも連携
国, 県, 近隣自治体 等

8

第4章 / 第2節 / 6 役割と責務

環境基本条例に基づく、各主体の役割と責務

市民

- ・日常生活において環境への負荷の低減に配慮するとともに、市が実施する施策に積極的に協力し、環境の保全と創造に貢献する。
- ・身近な自然環境がもたらす効用を尊重し、自然との共生を図る。

事業者

- ・事業活動や廃棄物の処理について、環境への負荷の低減に努め、公害が生じないようにするとともに、地域の自然環境や生活環境を保全する。
- ・事業活動において、環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する。

市

- ・市民・事業者との協力の下、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。
- ・市域を超える広域的な取組について、国や他の地方公共団体、関係団体等との協力の下、実施する。

第2章 / 第1節 / 1 市域の概況

(1) 地勢・気象

- ① 位置・面積
- ② 地形地質
- ③ 水系
- ④ 気候
- ⑤ 土地利用

(2) 人口

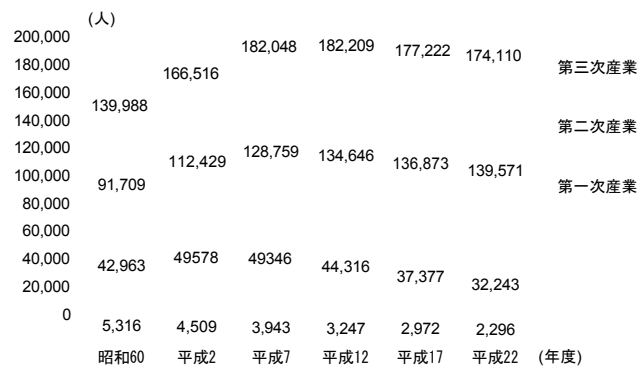


第2章 / 第1節 / 1 市域の概況

◆就業者数の推移

(3)産業・都市

- ① 産業
- ② 交通
- ③ 都市



11

第2章 / 第1節 / 2 まちづくりの課題

長期的に、人口減少・低成長時代に適応した都市構造への転換が必要

- 空き地・未利用地による居住環境の悪化
- 都市基盤と需要に起因する負担増
- 既成市街地の空洞化
- 都市基盤の老朽化
- 市内産業の停滞，既存商店街の停滞
- 農業の停滞，縮小 等

12

第2章 / 第1節 /

3 環境問題を巡る動向

- (1) 世界の動向
- (2) 国の環境政策
- (3) 千葉県の環境政策
- (4) 柏市の環境政策

13

第2章 / 第1節 / 4 市民の意識

(1) 柏市の住環境について

傾向：自然環境がよく、住みやすい、永住したい

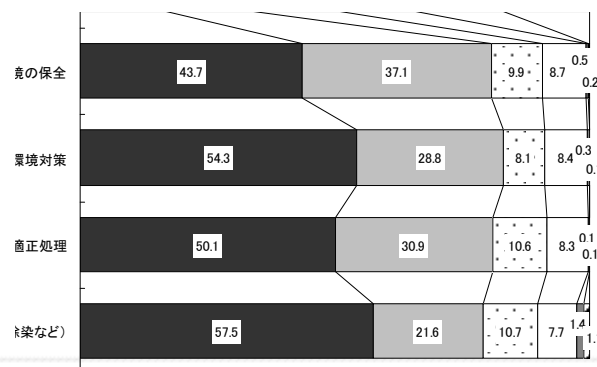
単位：%					単位：%					
住みやすい	どちらともいえない	無回答	住みにくい		永住したい	どちらともいえない	無回答	永住したくない		
平成26年度	70.2		17.5	0.9	11.4	平成26年度	57.8	27.5	1.6	13.1
平成24年度	68.2		17.2	0.7	14	平成24年度	57.9	26.3	1.6	14.3
平成21年度	65.0		18.8	1.6	14.6	平成21年度	52.9	29.5	2.3	15.3
平成18年度	62.1		26.7	0.5	10.7	平成18年度	50.7	37.5	0.9	10.8
平成15年度	61.0		31.0	0.2	7.8	平成15年度	45.3	42.7	0.2	11.8

14

第2章 / 第1節 / 4 市民の意識

(2) 環境共生の取組について

傾向：約3～4割が満足，環境共生の取組は重要



15

第2章 / 第2節 / 1 望ましい環境像

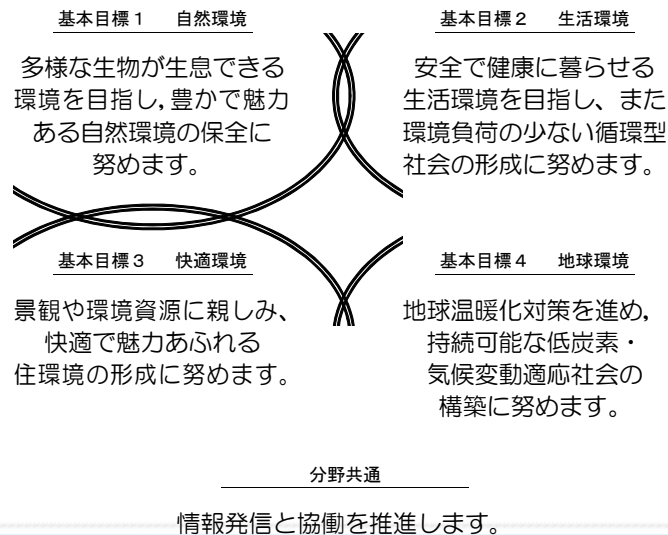
共に生きるために，環境を守り，
育て，伝えるまち 柏

◆ 旧計画の環境像を継承

⇒ 環境の保全と創造は，長期にわたって
継続して取り組むものであるため

16

第2章 / 第2節 / 1 望ましい環境像



17

第2章 / 第2節 / 2 各分野の概況

(1) 自然環境分野の概況

① 概論

- 生物多様性の考え方が世界に広まり、生物多様性条約が制定されている。
- 日本は、生物多様性基本法を制定、生物多様性国家戦略を推進している。

② 柏市の現状

- 緑の基本計画や生きもの多様性プランを推進し、多様な生きものが生息・生育できる環境の保全・再生に向けた取組を実施している。

⇒ 自然の特性を活かした地域ごとの環境を保全していく必要がある。

18

第2章 / 第2節 / 2 各分野の概況

(2) 生活環境分野の概況

① 概論

- 日常生活や経済活動の影響, 広域的大気汚染, 土壌汚染等が問題となっている。
- 3.11震災原発事故の放射性物質が問題となった。
- 国は, 水循環基本法を定め, 水循環基本計画を推進している。
- 国は, 循環型社会形成推進法を定め, 循環型社会形成推進基本計画を推進している。

② 柏市の現状

- 上記と同様の生活環境の問題が見られる。
⇒生活環境の課題解決, 循環型社会形成が必要である。

19

第2章 / 第2節 / 2 各分野の概況

(3) 快適環境分野の概況

① 概論

- 人の心に“安らぎ”や“うるおい”を与える要素の観点に立ち, かつ都市の住環境を対象とする。
- 緑とオープンスペースの確保, 良質な景観の形成は都市計画や開発事業の重要な課題である。
- 土地利用低下の問題が顕在化している。

② 柏市の現状

- 緑の基本計画, 景観計画を推進し, 水と緑の配置や緑化に関する施策に取り組んでいる。
⇒地域特性に応じた, 空間を活かした良質な住環境づくりが望ましい。

20

第2章 / 第2節 / 2 各分野の概況

(4) 地球環境分野の概況

① 概論

- 気候変動緩和のため、低炭素化が世界的な課題となっている。
- 今月の196の国と地域が参加するCOP21で、「パリ協定」が採択され、2020年以降の枠組が合意された。
- 日本が提出した目標は、温室効果ガスを平成42(2030)年までに平成25(2013)年比で26%削減

② 柏市の現状

- 第二期柏市地球温暖化対策計画を推進し、温室効果ガス削減に向けて取り組んでいる。
- ⇒引き続き、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、気候変動への適応策の検討も必要

21

第2章 / 第2節 / 3 基本目標と基本方針

基本目標1 自然環境

多様な生物が生息できる環境を目指し、
豊かで魅力ある自然環境の保全に努めます

- 自然的要素の観点から、市街化調整区域を中心に、自然環境の保全を目指す
- 環境と農業の共存を踏まえた自然環境保全が重点テーマ

《代表的指標》

谷津田の保全協定締結率
⇒20%



22

基本方針1-1 水と緑の保全・活用

「柏市緑の基本計画」及び「柏市都市農業活性化計画」を推進し、市街化調整区域における水と緑のネットワークの骨格の形成、斜面林・水辺・谷津田の自然環境の保全等に取り組みます

基本方針1-2 生物多様性の保全・再生

「柏市生きもの多様性プラン」を推進し、生態系と生物多様性の長期的な保全・再生に取り組みます

第2章 / 第2節 / 3 基本目標と基本方針

基本目標2 生活環境

安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、
また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます

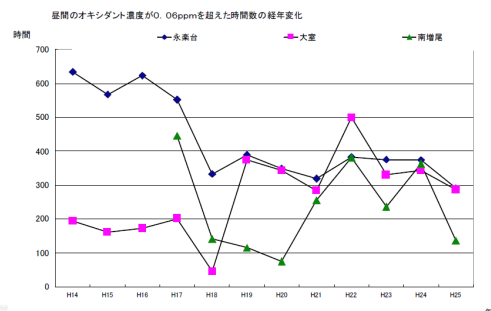
- 人の生活、活動に伴い環境に変化を与える要素の観点から、生活環境の保全と循環型社会の形成を目指す
- 化学物質等による環境悪化や健康被害の防止・抑制、3Rが重点テーマ

《代表的指標》

・ごみ排出量原単位

⇒870g/人・日

・環境基準 達成・維持



基本方針2-1 ごみの減量，資源循環の推進

「柏市一般廃棄物処理基本計画」を推進し，3R行動の普及・促進に取り組みます

基本方針2-2 ごみの適正処理

「柏市一般廃棄物処理基本計画」を推進し，ごみの適正処理に取り組みます

基本方針2-3 安全な生活環境の維持

継続して水質保全，大気環境保全等に努め，不法投棄や公衆衛生問題，地下水・土壌汚染，放射性物質問題等，様々な課題に取り組みます

第2章 / 第2節 / 3 基本目標と基本方針

基本目標3 快適環境

景観や環境資源に親しみ，
快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます

- “安らぎ”や“うるおい”を与える要素の観点から，市街化区域を中心に，良好な住環境の形成を目指す
- 人口減少や土地利用低下を踏まえた，緑の活用による住環境の向上が重点テーマ

《代表的指標》

緑のオープンスペースの確保
⇒10.0m²/人

身近な都市農地



まちなかの緑



基本方針3-1 緑と潤いの創出，景観の向上

「柏市緑の基本計画」及び「柏市景観計画」を推進し，市街化区域において，水と緑を活かした住環境と都市景観の形成に取り組みます

基本方針3-2 土地の適正な利活用

低未利用地の活用に向けてその土地の特性や実状に応じた利活用の検討に取り組みます

基本方針3-3 環境資源の活用

「柏市観光基本計画」や「柏市都市農業活性化計画」等と連携し，環境資源の整備と活用に取り組みます

第2章 / 第2節 / 3 基本目標と基本方針

基本目標4 地球環境

地球温暖化対策を進め，持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます

- 人の活動が地球規模の環境に影響を与える要素の観点から，持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築を目指す
- 低炭素社会づくり，将来の気候変動への適応が重点テーマ

柏市の温室効果ガス排出の部門別割合

《代表的指標》

市域の温室効果ガス排出量

⇒平成32(2020)年度までに

平成17(2005)年度比3.8%削減

平成24(2012)年度	
廃棄物	3.1%
代替フロン類	0.2%
運輸	24.1%
産業	21.0%
業務	25.0%
家庭	26.6%

基本方針4-1 低炭素ライフへの転換

「第二期柏市地球温暖化対策計画」を推進し、市民・事業者の活動によって生じる、エネルギー起源のCO₂を中心に、市域からの温室効果ガス排出量の削減に取り組めます

基本方針4-2 低炭素まちづくりの推進

「柏市低炭素まちづくり計画」、「第二期柏市地球温暖化対策計画」を推進し、エネルギー、都市構造、建物、交通等の側面からまちづくりと温暖化対策が連携して、持続可能な低炭素型都市の構築に取り組めます

基本方針4-3 適応策を含めた新たな取組の検討

気候変動の影響に対する適応策については、国の方針等に基づいて、自然・社会システムの調整によって被害を防止・軽減する具体的な取組の検討を行います

第3章 / 第1節 / 1 自然環境分野

基本方針1-1 水と緑の保全・活用

① 農地の多面的機能の再評価

農地の多面的機能の再評価を通じて、環境と農業の共存を踏まえた対策を検討します

② 農業環境の維持・拡大

農業の継続は、自然環境の保全につながるため、「柏市都市農業活性化計画」を推進し、農業環境の維持・拡大を図ります

③ 樹林地や水辺、谷津田の保全

市街化調整区域に広がっている緑や水辺環境について、農業との関係に重点を置いて、谷津田を中心とした自然環境の保全に取り組めます

第3章 / 第1節 / 1 自然環境分野

基本方針1-2 生物多様性の保全・再生

① 生きものの種と生態系の把握

「柏市生きもの多様性プラン」に基づき、市域に生息・生育する種とその生態系の把握を図ります

② 生きものが継続して、生息・生育できる環境の保全・再生

柏市に生息・生育する環境が将来にわたって継続できるように、自然環境の保全・再生に努めるとともに、市域の生態系を脅かす特定外来生物の防除に努めます

第3章 / 第1節 / 2 生活環境分野

基本方針2-1 ごみの減量、資源循環の推進

① 3R行動の普及・促進

「柏市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみに関する市民や事業者への啓発を行い、3R(Reduce:ごみの発生抑制, Reuse:再使用, Recycle:再生利用)の行動促進を図ります

基本方針2-2 ごみの適正処理

① ごみ処理システムの安定化

住民構成やライフスタイルの変化、新たなまちづくり等の状況への対応を図ります

② 施設の老朽化対策

施設の老朽化への対策について、ごみ処理システムとともに合理的な解決策を検討していきます

第3章 / 第1節 / 2 生活環境分野

基本方針2-3 安全な生活環境の維持

① 水質の保全

関係機関と連携してさらなる水質対策に取り組み、公共用水域等の水質調査と情報提供、水質保全に関する啓発に努めます

② 大気の保全

関係機関と連携した発生源対策や、オキシダント、PM2.5等大気汚染物質の監視と情報提供に努めます

③ 地下水及び土壌の汚染対策

製造業の撤退が進み、地下水や土壌の汚染対策が一層重要になると考えられるため、それらに対応する体制整備を図ります

④ 化学物質対策，放射線対策

市民の安全と安心の確保に向けて情報提供を行うとともに、新たな化学物質等の問題が発生した場合の対応に努めます

第3章 / 第1節 / 2 生活環境分野

基本方針2-3 安全な生活環境の維持

⑤ 水循環の保全

市域の健全な水循環を保全することが重要であり、水の貯留・かん養機能の維持・向上、雨水・再生水の利用等を検討します

⑥ 環境美化，不法投棄対策

ごみを捨てられない環境づくり、不法投棄のさらなる低減、雑草繁茂等に対する適正管理指導を図ります

⑦ 近隣公害対策

日常生活に伴って発生する近隣公害について、当事者による解決を目指して、状況の把握と助言等を行います

第3章 / 第1節 / 3 快適環境分野

基本方針3-1 緑と潤いの創出，景観の向上

① 緑の創出・保全・活用

建物や敷地，街路の緑化，カシニワ制度の活用も含めた身近な緑の創出に取り組むとともに，保全した緑については総合的な活用を図り，市内にある緑のオープンスペースの拡大を進めます

② 水と緑を活かした景観の形成

市街と緑のバランスがとれた景観形成に向けて，市民・事業者・市が協力しながら景観づくりを図り，普及・啓発，情報提供，景観重点地区等の景観誘導，市民による景観まちづくり活動の支援を行います。

第3章 / 第1節 / 3 快適環境分野

基本方針3-2 土地の適正な利活用

① 土地の荒廃地化防止策の検討

今後荒廃地化が懸念される低未利用地を近隣住民等のゆとりのスペースとして活用し，良質な住環境やレクリエーションの場を形成する等，荒廃地化の防止に向けた対策の検討を図ります

基本方針3-3 環境資源の活用

① 環境資源の情報整備・発信

市民共有の財産である環境資源を将来に継承するため，市民・事業者・市でその価値を共有し，活用していくよう，情報の整備と発信，共有に取り組みます

② 自然や農業を核とした人の交流の活性化

豊かな自然環境を活用したイベントや体験農業・直売所等の農業分野の情報を発信し，自然や農業を核とした交流の活性化を進めることで，交流人口の増加を目指します

第3章 / 第1節 / 4 地球環境分野

基本方針4-1 低炭素ライフへの転換

① 市民・事業者への啓発・支援

地球温暖化対策の啓発活動に一層取り組み、出前講座の開催等により、より実践的な省エネ対策等の行動の促進を図ります。国のエネルギー施策の情報を収集し、必要に応じてエネルギー対策の支援を図り、日常生活や事業活動の低炭素化を促進します

② 新規分野への取組の拡大

地球温暖化対策に関連する環境ビジネスの促進、今後の展開が期待される農業分野でのエネルギー対策の促進、市場自由化や技術開発が進むエネルギー分野の情報提供等、新規分野への取組の拡大を図ります

37

第3章 / 第1節 / 4 地球環境分野

基本方針4-2 低炭素まちづくりの推進

① 拠点の省エネルギー化

鉄道駅等を中心とした地区への都市機能の集約によって都市構造を転換するとともに、集約拠点全体の省エネルギー化を図ります

② 移動支援とネットワークの充実

公共交通、歩行、自転車といった環境に配慮した交通への転換促進、道路交通流動の円滑化や旅行速度の向上、交通の総合的なマネジメント(モビリティマネジメント)の推進、低公害車の普及促進を図ります。

基本方針4-3 適応策を含めた新たな取組の検討

① 気候変動適応策の検討

気候変動が将来の生活や経済、環境へ与える影響についての情報を収集し、それによって生じる様々な変化に適応していくための研究、検討を行います

38

第3章 / 第2節 情報発信と協働

- (1) 環境情報の発信, 共有
- (2) 協働の推進
- (3) 市民との協働
- (4) 事業者との協働
- (5) 民間団体活動の促進
- (6) 公共団体等との協力・連携

39

第3章 / 第3節 重点プロジェクト

- (1) 谷津田の保全
 - ① 谷津田の保全に向けた保全策の策定及び運用
 - ② 自然とのふれあいにに向けた活用
- (2) 3Rの推進
 - ① 生ごみ処理容器等購入費補助事業の推進
 - ② 継続的な啓発の推進
- (3) 緑のオープンスペースの確保
 - ① 低未利用地の活用の推進
 - ② 公園等の活用の推進
- (4) 省エネ・創エネの促進
 - ① 家庭や事業所の低炭素化の推進
 - ② 新たなエネルギー技術の活用
- (5) 環境学習の推進
 - ① 環境に関する学びと実践の支援
 - ② 学校における環境教育の支援

40

第4章 / 推進体制

